

岩田合同法律事務所 ニュースレター
2025 年 5 月

競争法

競争法に関する直近の動向

監修：弁護士 [石川 哲平](#)

執筆：弁護士 [新實 研人](#)

弁護士 [鈴木 隆世](#)

1 よくある質問コーナー（下請法）の改訂（型等保管要請関係）

公正取引委員会は、2025 年 5 月 1 日、よくある質問コーナー（下請法）（https://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html）の改訂を発表しました。

今回の改訂では、Q46（型等の保管）が大幅に加筆修正されました。

型等の保管に関する事例は、近時、公正取引委員会が摘発を強化している違反行為類型であるため、より一層慎重な対応が必要であるところ、改訂後の Q46 では、特に、①親事業者が所有する型等のほか、親事業者以外が所有する型等であって親事業者が事実上管理している型等を保管させることも違法となり得ること、②「親事業者が部品等の発注を長期間行わない等の事情」に該当する各類型、③保管費用の支払に関する留意点が、それぞれ明記されており、実務上参考になります。

2 Google LLC に対する排除措置命令

Google LLC は、公正取引委員会から、2025 年 4 月 15 日、独占禁止法第 19 条（不公正な取引方法第 12 項（拘束条件付取引））の規定に違反する行為を行っているとして、排除措置命令を受けました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250415_digijyo.html）。

同社は、アンドロイド・スマートフォンメーカー等に対して、ストアアプリ（Google Play）の

プリインストールの許諾に関する契約において、特定の検索アプリ（Google Search）及びブラウザアプリ（Google Chrome）のプリインストール並びにそれらのアイコンの有利な配置等を求めるとともに、検索広告による収益の分配に関する契約において、支払の条件として競合検索サービスの排除等を求めているとされます。

スマートフォンの利用に特に必要なソフトウェア（モバイル OS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン）については、2024 年 6 月に成立した「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律」（いわゆる「スマホソフトウェア競争促進法」）が、2025 年 12 月までに施行される予定であり、同法に関する今後の動向も注目されます。

3 企業結合計画届出書の記載要領の改訂

公正取引委員会は、2025 年 4 月 4 日、企業結合計画届出（独占禁止法第 10 条第 2 項等）に関しての、「企業結合計画届出書記載要領」の一部を改訂しました（<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/kigyoketsugo/kaiseiyouyou.html>）。

改訂の目的は、従来の運用の明確化及び最新の届出実務の反映であり、主な改訂箇所は以下の通りです。手続き面に関するものが主であり、電子届出手続や委任状提出の点については実際に届出を行う際には留意が必要です。

- 届出書記載要領の統合
企業結合類型別となっている記載要領（計 7 種類）を、**届出件数が多い株式取得の届出書記載要領を基に統合し**、説明の一覧性を確保
- 企業結合計画の実行時期に関する説明の追加
 - ・ **企業結合計画の具体的な実行時期（「遅くとも●年●月頃」等）**の記載が必要な旨を追加
 - ・ **排除措置命令を行わない旨の通知日から 1 年以上実行されない**企業結合計画への対応に関する説明を追加
- 最新の届出実務の反映
 - ・ **押印廃止に伴い関連する説明を整理**（押印関連の説明の削除、真正性担保書類に関する説明の追加）
 - ・ **電子届出手続に係る説明を追加**（届出専用電子メールアドレス、オンラインによる届出前相談の申出、届出受理書等の電子交付）
- 委任状提出要件の明確化
代理人が届出前相談に対応する際も委任状の提出が必要な旨を明確化

【出典：公正取引委員会『企業結合計画の届出書記載要領の改訂について（R7.4）』（https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/kigyoketsugo/kaiseiyouyou_files/250404_02.pdf）】

4 「タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書」の公表

公正取引委員会は、2025 年 4 月 23 日、タクシー等配車アプリに関する取引実態やタクシー乗り場の入構・乗車の状況等について把握し、競争政策上・独占禁止法上の考え方を示すための実態調査の結果を記載した「タクシー等配車アプリに関する実態調査報告書」を公表しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250423_ridehailing.html）。

公正取引委員会は、同報告書において、独占禁止法上違反となる行為類型として、①配車マッチングの基準等における差別的取扱い（取引条件等の差別的取扱い等）、②基準の一方的変更（優越的地位の濫用）、③他の配車アプリの利用制限（排他条件付取引、拘束条件付取引等）、④タクシーメーター市場で有力な事業者による自社配車アプリの利用強制（抱き合わせ販売等、排他条件付取引、拘束条件付取引等）、⑤タクシー乗り場のアプリ配車タクシー等の入構に関する公正な競争環境の整備（競争者に対する取引妨害等）を挙げています。

また、公正取引委員会は、引き続き、タクシー等配車アプリに関する取引等について注視するとともに、今後、独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には厳正に対処していくとしていますので、引き続き留意が必要です。

5 「電力分野における実態調査報告書～発電・小売分野について～」の公表

公正取引委員会は、2024 年 1 月に公表した「電力分野における実態調査報告書～卸分野について～」に引き続き、2025 年 4 月 25 日、「電力分野における実態調査報告書～発電・小売分野について～」を公表しました（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250425denryokuhosa_02.pdf）。

公正取引委員会は、同報告書において、独占禁止法上違反となる行為類型として、旧一般電気事業者が、非 FIT 非化石証書の取引について、合理的な理由なく、内部取引を無償とする一方、他の小売電気事業者に対しては有償又は不利な取引条件を設定するなどすることで、他の小売電気事業者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより、公正な競争秩序に悪影響を与える場合を挙げています。

また、公正取引委員会は、引き続き、経済産業省とも連携し、電力分野の取引について注視するとともに、関係省庁や事業者等において、電力市場における事業者間の公正かつ自由な競争の促進につながるような取組が進展することを期待するとしており、加えて、今後、独占禁止法上問題となる具体的な事例に接した場合には厳正に対処していくとしていますので、引き続き留意が必要です。

【監修】



石川 哲平（弁護士）

E-mail: teppei.ishikawa@iwatagodo.com

慶応義塾大学法科大学院修了、2013 年弁護士登録。
公正取引委員会に 3 年間勤務し、多数の立入検査、
事件審査、取消訴訟などを担当し、独占禁止法の実
務に深い知見を有する。これらの経験を活かし、多
数の当局の調査対応、事業活動に関する法的助言等
を行う。

【執筆】



新實 研人（弁護士）

E-mail: kento.niimi@iwatagodo.com

大阪大学法学部法学科卒業、2019 年弁護士登録。金
融（バンキング、レギュラトリー、ファイナンス取
引など）、経済法・競争法、ジェネラルコーポレート
等の企業法務全般を取り扱っている。



鈴木 隆世（弁護士）

E-mail: ryusei.suzuki@iwatagodo.com

一橋大学法学部卒業、2022 年弁護士登録。
コーポレート分野、不動産関連分野、競争法分野に関
するアドバイスを主に取り扱っているほか、企業法務
一般を担当している。

岩田合同法律事務所

1902 年（明治 35 年）、司法大臣や日本弁護士連合会会長を歴任した故・岩田宙造弁護士が「岩田宙造法律事務所」を創立したことに始まる、我が国において最も歴史のある法律事務所の一つです。創立当初より、我が国を代表する企業等の法律顧問として広範な分野で多数の企業法務案件に関与しております。弁護士 110 余名のほか、日本語対応可能な外国法事務弁護士（中国法、フランス法、米国法）も所属し、特別顧問として元金融庁長官中島淳一氏、特別招聘顧問として元最高裁長官大谷直人氏が在籍しております。

〒100-6315 千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号 丸の内ビルディング 15 階
岩田合同法律事務所 広報： newsmail@iwatagodo.com

※本ニュースレターは一般的な情報提供を目的としたものであり、法的アドバイスではありません。また、その性質上、法令の条文や出展を意図的に省略している場合があり、また情報としての網羅性を保証するものではありません。個別具体的な案件については、必ず弁護士にご相談ください。